



半期報告書の作成要領

(2025年9月期提出用)

公益財団法人 財務会計基準機構

企業会計基準委員会

2025 年 9 月期の半期報告書作成に係る主な留意点

項 目	本 書	参照頁
1. 「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」の提言に関する事項	2023 年 12 月 22 日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 81 号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・重要な契約等	42～51
2. スタートアップへの資金供給の促進関係	2025 年 2 月 21 日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 13 号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・発行済株式総数、資本金等の推移	66、67
3. グローバル・ミニマム課税制度に関する会計処理及び開示に関する事項	2024 年 3 月 22 日に実務対応報告第 46 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・中間連結貸借対照表 ・中間連結損益計算書関係	90、91 144、145
4. リースに関する会計処理等に関する事項	2024 年 9 月 13 日に企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」等が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・主要な経営指標等の推移 ・冒頭記載 ・会計方針の変更等 ・金融商品関係 ・有価証券関係	10 76 124～133 171 175
5. 上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いに関する事項	2025 年 3 月 11 日に改正移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・会計方針の変更等	133
6. 期中レビュー報告書に関する事項	2025 年 3 月 18 日に期中レビュー基準報告書第 1 号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」が改正されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・期中レビュー報告書	208～211

なお、上記の他に、以下について公表されています。

- ・「2024 年年度改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正」（2025 年 3 月 11 日）
（包括利益の表示に関する改正、特別法人事業税の取扱いに関する改正、種類株式の取扱いに関する改正）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

記載事例

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第 84 期 中間連結会計期間	第 85 期 中間連結会計期間	第 84 期
会計期間	自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日	自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日	自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 3 月 31 日
売上高（百万円）	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
経常利益（百万円）	X, XXX	X, XXX	X, XXX
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益（百万円）	X, XXX	X, XXX	X, XXX
中間包括利益又は包括利益（百万円）	X, XXX	X, XXX	X, XXX
純資産額（百万円）	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX
総資産額（百万円）	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
1株当たり中間(当期)純利益（円）	XX. XX	XX. XX	XX. XX
潜在株式調整後 1株当たり 中間（当期）純利益（円）	XX. XX	XX. XX	XX. XX
自己資本比率（%）	XX. X	XX. X	XX. X
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	X, XXX	X, XXX	X, XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△ X, XXX	△ X, XXX	△ X, XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	XXX	XXX	XXX
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高（百万円）	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX

（注）1. 当社は中間連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

【「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用している場合】

- 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

【「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用し、「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日）第118項ただし書きを適用している場合】

- 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

(記載上の注意)

(9) 重要な契約等

- a 当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。
- b 当中間連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- c 当中間連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- d 当中間連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e 当中間連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- f 当中間連結会計期間において、提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第847条の2第1項に規定する完全親会社をいう。）を除く。gにおいて同じ。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社又はその連結子会社。以下fにおいて同じ。）との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
- なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。
- (a) 当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意
- (b) 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意
- (c) 当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意
- g 当中間連結会計期間において、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合において、当該株主が法第27条の23第1項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要

(当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。)、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

- (a) 当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意
 - (b) 当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合(当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。(c)において同じ。))を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意
 - (c) 当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意
 - (d) 当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社(当該提出会社が指定する者を含む。)に売り渡すことを請求することができる旨の合意
- h 当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約(第19条第2項第12号の4又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下h及びiにおいて同じ。))が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合(既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。))又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合(既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。))において、これらの財務上の特約が当該連結会社(同項第13号に規定する当該連結会社をいう。iにおいて同じ。))の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の4又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
- i 当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な契約等」のうち財務上の特約その他当該提出会社若しくは当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、次の(a)又は(b)に掲げる場合には、当該(a)又は(b)に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
- (a) 弁済期限若しくは償還期限又はこれらの特約の内容の変更(当該特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果を照らして軽微なものを除く。))があった場合 当該変更の内容及び年月日
 - (b) これらの特約に定める一定の事由の発生があった場合 その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

〔開示府令〕

(臨時報告書の記載内容等)

第19条 (略)

2 一 ～ 十二の三 (略)

十二の四 提出会社が、財務上の特約(当該提出会社の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該提出会社が期限の利益を喪失する旨の特約に限る。以下この号及び次号において同じ。))が付された金銭消費貸借契約(当該金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額(当該提出会社が連結財務諸表提出会社である場合にあっては、当該提出会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額。以下この号において同じ。))の100分の10以上に相当する額であるものに限り、連結子会社との間で締結するものを除く。以下この号及び次号において同じ。))の締結をした場合(既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。イにおいて同じ。))又は財務上の特約が付された社債(当該社債の発行価額の総額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の10以上に相当する額であるものに限り、連結子会社に対して発行するものを除く。以下この号及び次号において同じ。))の発行をした場合(既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含み、その社債の募集又は売出しに係る有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類にロ(1)から(3)までに掲げる事項に相

当する事項が記載されている場合を除く。ロにおいて同じ。） 次に掲げる事項

イ 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合には、次に掲げる事項

- (1) 金銭消費貸借契約の締結をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日
- (2) 金銭消費貸借契約の相手方の属性
- (3) 金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容
- (4) 財務上の特約の内容

ロ 財務上の特約が付された社債の発行をした場合には、次に掲げる事項

- (1) 社債の発行をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日
- (2) 社債の発行価額の総額及び償還期限並びに社債に付された担保の内容
- (3) 財務上の特約の内容

十二の五 ～ 十九 (略)

二十 連結子会社が、財務上の特約（当該連結子会社の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該連結子会社が期限の利益を喪失する旨の特約に限る。以下この号及び次号において同じ。）が付された金銭消費貸借契約（当該金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10以上に相当する額であるものに限り、提出会社又は他の連結子会社との間で締結するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。イにおいて同じ。）又は財務上の特約が付された社債（当該社債の発行価額の総額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10以上に相当する額であるものに限り、提出会社又は他の連結子会社に対して発行するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。ロにおいて同じ。） 次に掲げる事項

イ 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合には、次に掲げる事項

- (1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 金銭消費貸借契約の締結をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日
- (3) 金銭消費貸借契約の相手方の属性
- (4) 金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容
- (5) 財務上の特約の内容

ロ 財務上の特約が付された社債の発行をした場合には、次に掲げる事項

- (1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 社債の発行をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日
- (3) 社債の発行価額の総額及び償還期限並びに社債に付された担保の内容
- (4) 財務上の特約の内容

(以下、略)

〔開示ガイドライン〕

(様式上の項目記載)

5-6 有価証券届出書の様式上の項目について、例えば「重要な契約等」等について記載すべき事実がない場合であっても、項目は省略しないものとし、記載内容については該当がない旨の記載を行うものとする。

5-17 開示府令第二号様式記載上の注意(33)aに規定する「その他の重要な契約」に該当するか否かの判断に当たっては、次の点に特に留意するものとする。

- ① 当該契約の締結が、会社法第362条第4項に規定する取締役会の決議事項に相当する場合
- ② 当該契約の締結によって、契約の相手先に対する事業上の依存度が著しく大きくなる場合（例えば、原材料の供給・製品の販売等に係る包括的契約、一手販売・一手仕入契約等）
- ③ 当該契約の締結相手によって、著しく事業上の拘束を受ける場合（例えば、営業地域の制限を伴うフランチャイズ契約、ライセンス契約等）
- ④ 当該契約の締結が、重要な資産の管理、処分（譲渡、取得、賃貸借等）に該当する場合（例えば、重要な固定資産の譲渡（取得）又は、多額の出捐、債務負担を伴う場合（例えば、規模の大きい共同出資事業契約等））

5-17-2 開示府令第19条第2項第12号の4及び第20号に規定する「財務上の特約が付された金銭消費貸借契約」には、特定融資枠契約に関する法律第2条第1項に規定する特定融資枠契約は含まれないことに留意する。

5-17-3 特定の資産の全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産以外の資産及び当該収益以外の収益に遡及しない旨の合意がある金銭消費貸借契約については、当該金銭消費貸借契約の元本額が開示府令第19条第2項第12号の4及び第20号に規定する基準を上回るものであっても、当該資産又は収益の評価額等に照らして想定される損失の額が当該基準を下回ることが明らかである場合には、前各号の臨時報告書の提出は要しないものとする。

なお、第二号様式記載上の注意(33)hの記載についても同様とする。

5-17-4 開示府令第19条第2項第12号の4イ(4)及びロ(3)並びに第20号イ(5)及びロ(4)に規定する「財務上の特約の内容」並びに第二号様式記載上の注意(33)h(a)v及び(b)ivに規定する「これらの特約の内容」を記載するに当たっては、投資者の投資判断に対する重要性に応じ、投資者の理解を損なわない程度に要約して記載することも可能であることを留意する。

5-17-5 金銭消費貸借契約の内容又は社債の条件において、特定の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかった場合に直ちに期限の利益を喪失しないような措置（例えば、相手方との間で期限の利益を喪失させるか否かについての協議を行うこと）が予定されている場合には、当該措置が採られないことが決定されたことをもって開示府令第19条第2項第12号の5及び第21号に規定する「財務上の特約に定める事由の発生」に該当することとし、財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかった時点では、臨時報告書の提出は不要であることを留意する。

ただし、このような場合であっても、当該金銭消費貸借契約又は社債について財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかった場合には、その後に提出される有価証券報告書において、その旨及び期限の利益を喪失させない措置が採られたことを記載することが考えられる。

5-17-6 開示府令第19条第2項第12号の2及び第12号の3並びに第二号様式記載上の注意(33)f及びgに規定する「重要性の乏しいもの」とは、当該契約における合意が、提出会社等のガバナンス若しくは支配権又は市場等に与える影響の程度や当該契約が通常の事業過程において締結されたものであるか否か等を考慮して判断することとし、例えば、次のような場合をいう。

- ① 提出会社の株主と当該会社との間の合意について、当該合意の相手方以外の株主が少数特定であり、かつ、その全ての株主が当該合意の内容を把握しているなどの少数株主を保護する必要性が乏しい場合
- ② 提出会社の株主と当該会社との間の合意について、当該合意の相手方が株主としての立場に基づかない場合
- ③ 提出会社の株主と当該会社との間の合意が、当該会社のガバナンスとは無関係なものである場合（例えば、提出会社の株主と当該会社との間でライセンス契約が締結された場合に、当該契約中に、当該会社の一定の行為について当該株主の合意を必要とする条項が含まれている場合等）
- ④ 開示府令第19条第2項第12号の3に規定する合意又は第二号様式記載上の注意(33)g(a)から(d)までに掲げる合意が、法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実又は第167条第1項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（以下「未公表の重要事実」という。）に関連して締結されたものであって、これらの合意が、未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効なものである場合

5-17-7 開示府令第二号様式記載上の注意(33)hに規定する「同種の特約」とは、基準となる財務指標及びその値が同一であるものをいい、貸し手の異同を問わないものとする。ただし、基準となる財務指標又はその値が異なる場合であっても、その差異の内容及び程度に照らして実質的に同種と認められるものについては、これを「同種の特約」として取り扱うことができることに留意する。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24の5-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44及び24-13は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。

記載事例（当中間連結会計期間において、役員候補者を指名する権利について合意する契約が株主との間に締結された場合）

3【重要な契約等】

当社は、当社の株主である〇〇株式会社との間で、当社の役員候補者を指名する権利を有する旨の合意に関する契約を締結した。

契約に関する内容等は次のとおりである。

(1) 契約の概要

契約締結日	相手先の名称	相手先の住所	合意の内容
〇年〇月〇日	〇〇株式会社	東京都〇〇区〇〇 XX-XX	

(2) 合意の目的

.....
.....
.....

(3) 取締役会における検討状況その他の当社における合意に係る意思決定に至る過程

.....
.....
.....

(4) 合意が当社の企業統治に及ぼす影響

.....
.....
.....

記載事例（当中間連結会計期間において、重要な契約等について記載すべき事項がない場合）

3【重要な契約等】

該当事項はない。

〔企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 81 号）〕

附則

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第 3 条 （略）

2～5 （略）

- 6 令和 8 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書について新開示府令第四号の三様式から第五号の二様式まで、第九号の三様式又は第十号様式を適用する場合には、新開示府令第四号の三様式記載上の注意(9)f から i まで、第五号様式記載上の注意(12)f から i まで若しくは第五号の二様式記載上の注意(12)f から i までの規定により、又はこれらの規定に準じて記載すべき事項のうち、この府令の施行前に締結されたこれらの規定に規定する契約又は金銭消費貸借契約に係るものについては、その記載を省略する旨を記載することによって、その事項の記載に代えることができる。

〔企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 29 号）〕

附則

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第 5 条 （略）

2、3 （略）

- 4 新開示府令の規定が適用される場合における企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 81 号）附則第 2 条及び第 3 条の規定の適用については、同令附則第 2 条第 1 項中「第 19 条第 2 項第 12 号の 2、第 12 号の 3」とあるのは「第 19 条第 2 項第 12 号の 4、第 12 号の 5」と、同条第 2 項中「第 19 条第 2 項第 12 号の 3」とあるのは「第 19 条第 2 項第 12 号の 5」と、同令附則第 3 条第 5 項及び第 6 項中「四半期報告書又は半期報告書」とあるのは「半期報告書」とする。

作成にあたってのポイント

- ① 合併等の時期が中間連結会計期間末後である場合には、中間連結財務諸表における「重要な後発事象」との関係がでています。「重要な後発事象」は期中レビューの対象となる重要な事項であるため、このような場合は、「重要な後発事象」に重点をおいて記載し、本欄では「詳細は、『第 4 経理の状況 1 中間連結財務諸表』の重要な後発事象を参照してください。」等の記載方法も考えられます。
- ② 「重要な契約等」について、提出日現在において契約期間が満了している場合又は契約を更新している場合等には、その旨を脚注において記載することが望ましいと考えられます。
- ③ 合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受け、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借、技術援助契約、分割等が行われる場合において、重要な契約等に該当するときは、連結会社以外の会社との間で行われるか否かによらず、すべて記載することとなります。
- ④ 半期報告書については、2025 年 9 月期から、「企業・株主間のガバナンスに関する合意」、「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」及び「ローン契約と社債に付される財務上の特約」に関する事項についても開示が求められます。なお、当開示対象となる合意は、法的拘束力を有するものに限られると考えられます。また、口頭の合意であったとしても、当該合意が法的拘束力を有する場合には、開示の対象になると考えられます。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

記載事例

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】						
年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
○年7月1日 (注1)	XX, XXX	XXX, XXX	XXX	XX, XXX	XXX	XX, XXX
○年4月1日～ ○年9月30日 (注2)	X, XXX	XXX, XXX	XXX	XX, XXX	XXX	XX, XXX
○年4月1日～ ○年9月30日 (注3)	X, XXX	XXX, XXX	XXX	XX, XXX	XXX	XX, XXX

(注) 1. ㈱○○セラミックスとの合併（合併比率 1:0. X）に伴うものである。
2. 新株予約権の行使による増加である。
3. 事後交付型株式による株券の交付による増加である。

記載事例

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】						
年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
○年5月15日 (注1)	X, XXX	XX, XXX	XXX	X, XXX	XXX	XXX
○年9月15日 (注2)	X, XXX	XX, XXX	XXX	X, XXX	△XXX	XXX

(注) 1. 株主割当：割当比率 1:0. X、発行株数 X, XXX 千株、発行価格 XX 円、資本組入額 XX 円
第三者割当：発行株数 X, XXX 千株、発行価格 XXX 円、資本組入額 XX 円
主な割当先：○○○(株)、○○○(株)、○○○○(株)、他 XX 社
2. 資本準備金の資本組入れによるものである。なお、これに伴い同日付で、○年○月○日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1 株につき 1. X 株の割合をもって分割した。ただし、分割の結果生じる 1 株未満の端数株式は、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配した。

記載事例（資本準備金を取崩し、その他資本剰余金へ振り替えた場合）

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】						
年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
○年8月1日 (注)	—	XX, XXX	—	XX, XXX	△X, XXX	X, XXX

(注) 会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものである。

記載事例（当中間会計期間の末日後、半期報告書の提出日までに発行済株式総数が増減した場合）

(注) 一般募集 ○年 11 月○日を払込期日とする一般募集による増資により、発行済株式総数が X, XXX, XXX 株、資本金及び資本準備金がそれぞれ XXX 百万円増加した。 株式分割 ○年 10 月○日付をもって 1 株を 1. XX 株に株式分割し、これに伴い発行済株式総数が XXX, XXX 株増加した。						
--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

(14) 発行済株式総数、資本金等の推移

- a 当中間会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。
- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。bにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（bにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

- c 当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第 19 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。
- d 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、基金等とは、基金及び保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金をいう。

作成にあたってのポイント

- ① 当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（開示府令第 19 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載することとされていますので、ご注意ください。
- ② 当中間会計期間の末日後、半期報告書の提出日までに「発行済株式総数」に増減があった場合には、その増減の起因となった事実（例えば、一般募集・第三者割当増資・株式分割等）を前頁の記載事例のように記載することが望ましいと考えられます。

第4【経理の状況】

冒頭記載

記載事例

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（○年4月1日から○年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、○○監査法人による期中レビューを受けている。

記載事例（当中間連結会計期間において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用する場合）

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、当中間連結会計期間（○年4月1日から○年9月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（令和7年3月24日内閣府令第20号）附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成している。

2. 監査証明について

（略）

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (○年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (○年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	XXX	XXX
短期借入金	XXX	XXX
未払法人税等	XXX	XXX
引当金	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
流動負債合計	XXX	XXX
固定負債		
社債	XXX	XXX
長期借入金	XXX	XXX
長期未払法人税等	XXX	XXX
引当金	XXX	XXX
退職給付に係る負債	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
固定負債合計	XXX	XXX
負債合計	XXX	XXX
純資産の部		
株主資本		
資本金	XXX	XXX
資本剰余金	XXX	XXX
利益剰余金	XXX	XXX
自己株式	△XXX	△XXX
株主資本合計	XXX	XXX
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益	XXX	XXX
土地再評価差額金	XXX	XXX
為替換算調整勘定	XXX	XXX
退職給付に係る調整累計額	XXX	XXX
．．．．．	XXX	XXX
その他の包括利益累計額 合計	XXX	XXX
株式引受権	XXX	XXX
新株予約権	XXX	XXX
非支配株主持分	XXX	XXX
純資産合計	XXX	XXX
負債純資産合計	XXX	XXX

(会計方針の変更等)

記載事例（当中間連結会計期間において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を以下の前提で早期適用する場合）

- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」（2024 年 9 月 13 日。以下「リース適用指針」という。）第 118 項本文に従って過去の期間のすべてに遡及適用する。
- ・ 貸手としてのリースはリース適用指針第 71 項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。

当中間連結会計期間 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日)
(会計方針の変更) 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、.....(会計方針の変更の具体的な内容).....。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、.....(会計方針の変更の具体的な内容).....。これらの会計方針の変更は遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。 この結果、遡及適用を行う前と比べて、前中間連結会計期間の売上高が XXX 百万円減少し、売上原価は XXX 百万円減少し、販売費及び一般管理費は XXX 百万円減少し、営業利益は XXX 百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ XXX 百万円減少している。また、前連結会計年度の有形固定資産は XXX 百万円増加し、無形固定資産の「その他」は XXX 百万円増加し、流動負債の「その他」は XXX 百万円増加し、固定負債の「その他」は XXX 百万円増加している。さらに、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより前連結会計年度の利益剰余金の期首残高は XXX 百万円減少している。

記載事例（当中間連結会計期間においてリース会計基準等を以下の前提で早期適用する場合）

- (1) 借手及び貸手について、以下の経過措置を適用する。
 - ① リース適用指針第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減すること
 - ② リース適用指針第 119 項(1)に従って、適用初年度の前連結会計年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」（2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）を適用しているリース取引については、契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わないこと
 - ③ リース適用指針第 119 項(2)に従って、適用初年度の期首時点で存在する企業会計基準第 13 号を適用していない契約については、適用初年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断すること
- (2) 借手について、以下の経過措置を適用する。
 - ① リース適用指針第 120 項に従って、企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、適用初年度の前連結会計年度の期末日におけるリース資産及びリース債務の帳簿価額のそれぞれを適用初年度の期首における使用権資産及びリース負債の帳簿価額とすること
 - ② 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリース（下記③に該当するリースを除く。）について、リース適用指針第 123 項(1)、(3)及び(4)に従って会計処理を行い、使用権資産の算定については同項(2)②に従ってリース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額によること
 - ③ リース適用指針第 124 項(2)に従って、適用初年度の期首から 12 か月以内に借手のリース期間が終了するリースについて、リース適用指針第 123 項(1)及び(2)を適用せずに、リース適用指針第 20 項における短期リースに関する簡便的な取扱いによる方法で会計処理を行うこと
 - ④ リース適用指針第 124 項(4)に従って、契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合に、借手のリース期間や借手のリース料を決定するにあたってリース開始日より後に入手した情報を使用すること
- (3) 貸手について、以下の経過措置を適用する。
 - ① リース適用指針第 131 項に従って、企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、適用初年度の前連結会計年度の期末日におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額のそれぞれを適用初年度の期首におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額とすること
 - ② リース適用指針第 132 項に従って、企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準等の適用により新たに識別されたリースについて適用初年度の期首に締結された新たなリースとしてリース会計基準等を適用すること
- (4) 貸手としてのリースはリース適用指針第 71 項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。

当中間連結会計期間 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日)
(会計方針の変更) 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、(会計方針の変更の具体的な内容)。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、(会計方針の変更の具体的な内容)。

(1) 借手及び貸手

リース会計基準等の適用については、「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日。以下「リース適用指針」という。）第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。当該経過的な取扱いの適用にあたって、リース適用指針第 119 項(1)及び(2)に定める方法を適用し、前連結会計年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号 2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）を適用しているリース取引については契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わずにリース会計基準等を適用し、当中間連結会計期間の期首時点で存在する企業会計基準第 13 号を適用していない契約については当中間連結会計期間の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断している。

(2) 借手

借手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。

- ① 企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、リース適用指針第 120 項に定める方法を適用し、前連結会計年度の期末日におけるリース資産及びリース債務の帳簿価額のそれぞれを当中間連結会計期間の期首における使用権資産及びリース負債の帳簿価額とすること
- ② 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリース（下記③に該当するリースを除く。）について、リース適用指針第 123 項(1)、(3)及び(4)に定める方法を適用し、同項(2)の使用権資産の算定についてはリース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額によること
- ③ リース適用指針第 124 項(2)に定める方法を適用し、当中間連結会計期間の期首から 12 か月以内に借手のリース期間が終了するリースについて、使用権資産及びリース負債を計上せず借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上すること
- ④ リース適用指針第 124 項(4)に定める方法を適用し、契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合に、借手のリース期間や借手のリース料を決定するにあたってリース開始日より後に入手した情報を使用すること

また、リース適用指針第 136 項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度及び前中間連結会計期間について新たな表示方法による組替えを行っていない。

前連結会計年度の期末日において企業会計基準第 13 号を適用して開示したオペレーティング・リースの未経過リース料を当中間連結会計期間の期首時点の加重平均した借手の追加借入利子率（X.X%）で割り引いた金額と、当中間連結会計期間の期首の連結貸借対照表に計上したリース負債との差額の内訳は以下のとおりである。

○年 3 月 31 日のオペレーティング・リース取引に係る未経過リース料（割引後）	XXX 百万円
.....(差額の説明を記載).....	XXX 百万円
○年 4 月 1 日のリース負債	XXX 百万円

(3) 貸手

貸手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。

- ① リース適用指針第 131 項に定める方法を適用し、企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、前連結会計年度の期末日におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額のそれぞれを当中間連結会計期間の期首におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額とすること
- ② リース適用指針第 132 項に定める方法を適用し、企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準等の適用により新たに識別されたリースについて、当中間連結会計期間の期首に締結された新たなリースとして、リース会計基準等を適用すること

この結果、当中間連結会計期間の売上高が XXX 百万円減少し、売上原価は XXX 百万円減少し、営業利益は XXX 百万円減少し、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ XXX 百万円減少している。

作成にあたってのポイント（続き）

（2025 年 9 月期の半期報告書作成に関するポイント）

当中間連結会計期間の期首からリース会計基準等を早期適用する場合

- ⑤ リース会計基準等を早期適用する場合の適用初年度においては、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する方法（以下「原則的な取扱い」という。）と、経過措置として、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法（以下「遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法」という。）が認められています。また、実務上の負担を軽減するための経過措置が設けられています。これらの経過措置を適用する場合において、重要性があるときは、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられます。
- ⑥ 128 頁の記載事例(2)借手②では、企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリースについて、リース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額で使用权資産を計上する場合の例を記載しています。遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法を選択する借手は、当該方法又はリース会計基準がリース開始日から適用されていたかのような帳簿価額により使用权資産を計上する方法のいずれかをリース 1 件ごとに選択することができるとされていますので、各企業で実際に選択した方法に合わせて記載することが考えられます。
- ⑦ 適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引について、売手である借手は、リース適用指針第 126 項に従って、資産の譲渡について企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」などの他の会計基準等に基づき売却に該当するかどうかの判断を見直さないこと、リースの対象となる資産の売却に伴う損益を長期前払費用又は長期前受収益等として繰延処理しリース資産の減価償却費の割合に応じ減価償却費に加減して損益に計上する企業会計基準第 13 号における取扱いを継続すること等の経過措置を適用することとされています。適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引に重要性がある場合には、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられます。なお、当該経過措置については、原則的な取扱い又は遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法のいずれを選択した場合でも記載を行うことになると考えられます。
- ⑧ 借手については、遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法を選択する場合、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 10 項(5)の注記に代えて、次の事項を注記することとされています。
- （ア）適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均
 - （イ）次の(a)と(b)との差額の説明
 - (a)適用初年度の前連結会計年度及び前事業年度の期末日において企業会計基準第 13 号を適用して開示したオペレーティング・リースの未経過リース料（(ア)の追加借入利率で割引後）
 - (b)適用初年度の期首の貸借対照表に計上したリース負債
- 一方、貸手については、上記の借手の経過措置と同様の定めは無いため、遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法を選択する場合であっても、原則どおり、重要な会計方針の変更による影響額を記載することとなります。
- ⑨ リース適用指針第 97 項(1)から(3)の会計処理を選択した借手は、当該会計方針に重要性がある場合、会計方針の変更において注記をすることが考えられます。

当中間連結会計期間の期首から改正移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」を早期適用する場合

- ⑩ 改正移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（2025 年 3 月 11 日）を早期適用する場合、会計方針の変更において注記をすることになると考えられます。

（中間連結損益計算書関係）

記載事例（著しい季節的変動がある場合）

前中間連結会計期間（自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日）及び当中間連結会計期間（自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日）

当社グループでは、通常の営業の形態として、夏季に集中して需要が発生する製品の組み立てを行っているため、連結会計年度の上半期の売上高（又は営業費用）と下半期の売上高（又は営業費用）との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動がある。

記載事例（販売費及び一般管理費の科目を一括して掲記している場合）

※○ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日)
広告宣伝費	XXX 百万円	XXX 百万円
給料	XXX 百万円	XXX 百万円
退職給付費用	XXX 百万円	XXX 百万円
減価償却費	XXX 百万円	XXX 百万円
△△△△△	XXX 百万円	XXX 百万円
△△△△△	XXX 百万円	XXX 百万円

記載事例（国際最低課税額に対する法人税等に重要性がある場合）

※○ 法人税、住民税及び事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額

前中間連結会計期間 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日)
- 百万円	X, XXX 百万円

記載事例（「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（2024 年 3 月 22 日）第 7 項を適用し、国際最低課税額に対する法人税等を計上していない場合）

- 当社グループは、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 46 号 2024 年 3 月 22 日）第 7 項を適用し、当中間連結会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上していない。

8の6の2-4 規則第8条の6の2第4項に規定する「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合」とは、投資信託等について、市場価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があるときであって、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合をいい、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的とする投資信託等については、次のいずれかに該当する必要がある。

- (1) 当該投資信託等の財務諸表が国際会計基準又は米国会計基準に従い作成されている場合
- (2) 当該投資信託等の財務諸表が国際会計基準及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが国際会計基準又は米国会計基準と概ね同等であると判断される場合
- (3) 当該投資信託等を構成する個々の信託財産又は資産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合

[当中間連結会計期間において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用する場合]

〔連結財規〕

（金融商品に関する注記）

第111条 金融商品（リース負債を除く。）については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

2～8 （略）

〔財規〕

（金融商品に関する注記）

第8条の6の2 （略）

一 （略）

二 金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額

ロ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価

ハ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額と貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価との差額

ニ ロ及びハに掲げる事項に関する説明

三 （略）

イ 時価で貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1)～(3)（略）

ロ （略）

(1)～(3)（略）

ハ （略）

(1)（略）

(2) 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

ニ （略）

2、3 （略）

4 投資信託等（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第1項第2号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。
（以下略）

〔連結財規〕

(有価証券に関する注記)

第112条 前条に定める事項のほか、有価証券（次の各号に掲げる有価証券に限る。）については、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

- 一 満期保有目的の債券 次に掲げる事項
 - イ 中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額
 - ロ 中間連結決算日における時価
 - ハ 中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額と時価との差額
- 二 その他有価証券 株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項
 - イ 取得原価
 - ロ 中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額
 - ハ 中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額と取得原価との差額

〔連結財規ガイドライン〕

112 財務諸表等規則ガイドライン 139 の取扱いは、規則第 112 条に規定する有価証券に関する注記について準用する。

〔財規ガイドライン〕

- 139 規則第 139 条に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。
- 1 注記の対象となる有価証券には、規則第 15 条第 4 号、第 31 条第 1 号及び第 32 条の 2 に規定する有価証券のほか、第 31 条第 4 号に属する保証差入有価証券等が含まれるものとする。
 - 2 有価証券の時価は、「時価の算定に関する会計基準」に定める時価に基づいて算定するものとする。
 - 3 規則第 139 条第 1 号及び第 2 号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。
 - 4 取得原価には、償却原価法に基づいて算定された価額を含むものとする。

〔当中間連結会計期間において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合〕

〔財規ガイドライン〕

- 139 規則第 139 条に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。
- 1 注記の対象となる有価証券には、規則第 15 条第 4 号、第 31 条第 1 号及び第 32 条の 2 に規定する有価証券のほか、第 31 条第 7 号に属する保証差入有価証券等が含まれるものとする。
 - 2～4 （略）

作成にあたってのポイント

- ① 有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められる場合には、注記をする必要があります。
- ② 「満期保有目的の債券」及び「その他有価証券」の有価証券に限って当該区分ごとに前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められる場合を判断し、該当する有価証券の区分に応じて一定の事項を注記するものとされています。
- ③ 注記を行うこととなるその他有価証券のうち、減損処理を行ったものがある場合には、減損処理後の帳簿価額を「取得原価」欄に記載することが適当であり、加えて減損処理を行った旨及び減損処理額を脚注表示することが望ましいと考えられます。また、「金融商品会計に関する実務指針」第 284 項において、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準について、その内容を注記することが望ましいとされていますが、当該基準の内容を注記する場合には、ここに併せて記載することが考えられます。
- ④ 提出会社と決算日が異なる子会社をそのまま連結している場合、当該子会社が保有している有価証券の時価については、子会社の決算日の時価を用いることで差し支えないものと考えられます。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

○年○月○日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇〇〇監査法人

〇〇事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 ○ ○ ○ ○

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 ○ ○ ○ ○

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の○年 4 月 1 日から○年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（○年 4 月 1 日から○年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の○年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

[期中レビュー基準報告書第 1 号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例＜文例 1＞の脚注]

（注 1） 事業所の都市名を記載する場合は、「〇〇県〇〇市」のように記載する（第 50 項参照）。

（注 2） ① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

〇〇県〇〇市（注 1）

代 表 社 員 公認会計士 〇〇〇〇
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

〇〇事務所（注 1）

指定有限責任社員 公認会計士 〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

〇〇県〇〇市（注 1）

公認会計士 〇〇〇〇

〇〇〇〇 公認会計士事務所

〇〇県〇〇市（注 1）

公認会計士 〇〇〇〇

（注 3） 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

（注 4） 中間連結損益及び包括利益計算書を作成する場合は、「中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書」を「中間連結損益及び包括利益計算書」とする。

（注 5） 「監査役及び監査役会」は、会社の機関設計に応じて修正する（第50項参照）。

指名委員会等設置会社の場合は「監査委員会」、監査等委員会設置会社の場合は「監査等委員会」とする。

（注 6） 「監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」の下線部分は、会社の機関設計に応じて下記のように修正する。

・指名委員会等設置会社の場合

「監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。」

・監査等委員会設置会社の場合

「監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは期中レビューの対象には含まれていません。

(注 7) (略)

(注 8) 期中レビュー報告書の作成に当たっては、以下の監査基準報告書及び監査基準報告書実務指針の取扱いを参照することとする。

- ・ 監査基準報告書 560「後発事象」
- ・ 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準報告書 710「過年度の比較情報 - 対応数値と比較財務諸表」
- ・ 監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」

作成にあたってのポイント

① 期中レビュー報告書の作成にあたって参考となる日本公認会計士協会実務指針等は次のとおりです。

- ・ 期中レビュー基準報告書第 1 号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」(2025 年 3 月 18 日)
- ・ 追加情報の注記について (監査・保証実務委員会実務指針第 77 号 (2018 年 2 月 16 日))
- ・ 継続企業の前提に関する開示について (監査・保証実務委員会報告第 74 号 (2009 年 4 月 21 日))
- ・ 監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係る Q & A (実務ガイダンス)」(2025 年 2 月 13 日)

② 監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係る Q & A (実務ガイダンス)」の Q4-2 では、EDINET で提出される監査報告書の欄外において、監査報告書の原本は会社が別途保管していること、及び XBRL データは監査の対象には含まれていないことを記載するよう会社に求めることが適切と考えられるとされています。欄外記載については、EDINET により提出する期中レビュー報告書においても、これに準じて記載することが考えられます。

③ 「監査人の結論の根拠」における「(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)」の記載については、社会的影響度の高い事業体の期中レビューでない場合には、当該記載を削除することが考えられます。



公益財団法人 財務会計基準機構



企業会計基準委員会

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル20階
TEL.03-5510-2711 URL <https://www.fasf-j.jp/jp/>